

国海査第 322 号  
令和 2 年 12 月 28 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局  
検査測度課長  
(公印省略)

IBC コードの改正に伴う事前査定結果通知書及び船舶による事前査定物質の運送許可の取扱いについて

改正された液体化学薬品ばら積の運送のための船舶の構造・設備に関する国際規則（以下「改正 IBC コード」という。）が、令和 3 年 1 月 1 日に発効することに伴い、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和 54 年運輸省告示第 549 号。以下「危告示」という。）の改正を実施しますが、この改正 IBC コードの発効に合わせ、国際海事機関から「事前査定物質に係る再査定」（文書番号: PPR. 1/Circ. 10）が回章されました。これにより、危告示別表第 8 の 3 に掲げられる「その他の液体化学薬品」として過去に運送要件の査定を行った物質（以下「事前査定物質」という。）であっても、再度査定を行い、地方運輸局長等の運送許可を受ける必要が生じました。つきましては、事前査定物質の再査定について、下記のとおり取扱うこととしますので、関係各位へ周知頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 再査定の対象となる事前査定物質

平成 18 年 10 月 18 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に事前査定を行った物質（別紙 1 参照）

2. 事前査定結果通知書の取扱い

1. の期間中に運送要件の査定を行った事前査定物質に係る事前査定結果通知書には、条件として「危告示別表第 8 の 3 につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたときは、本査定結果は無効とする。」ことが付されています。

この条件のうち「危告示別表第 8 の 3 につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたときは」とは、①事前査定物質が危告示別表第 8 の 3 に新規追加されたとき、又は②危告示別表第 8 の 3 に掲げられた物質の危険性評価基準に変更があったときを意味します。

今般の事前査定物質に係る再査定は、②に該当しますが、再査定期間として令和 7 年 12 月 31 日までの期日を設けます。事前査定物質の再査定を行い、その結果を通知するまでの間は、これまでの事前査定結果通知書に記載された運送要件により

運送して差し支えありません。

### 3. 船舶による運送許可の取扱い

事前査定物質を運送する船舶に対して、既に交付されている運送許可については、2. と同様に事前査定物質の再査定を行い、その結果を通知するまでの間は、引き続き有効です。

### 4. 事前査定物質の再査定後の運送要件に係る取扱い

事前査定物質を再査定した後の運送要件については、以下のとおり取り扱うことと致します。

#### (1) 国際航海に従事する船舶

事前査定物質の再査定を行なった場合にあっては、その結果を通知した日から新たな運送要件に従って下さい。

#### (2) 国際航海に従事しない船舶

① 構造要件 (船型及びタンク形式並びにガス検知装置で毒 (Toxic) が要求される際の危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和 32 年運輸省令第 30 号) 第 262 条の交通孔) にあっては、令和 12 年 12 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができます。 (下表の青色)

② 設備要件 (通気装置、環境制御、電気設備、計測装置及び特別要件 (特別要件 1.15 を除く)) にあっては、令和 7 年 12 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができます。 (下表の黄色)

③ その他 (ガス検知装置、消火剤等、呼吸及び目の保護及び特別要件 1.15) にあっては、事前査定物質の再査定後、最初に行われる定期検査若しくは中間検査の時期又は令和 7 年 12 月 31 日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができます。 (下表の赤色)

表 運送要件評価通知書により通知する運送要件

危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸及び目の保護	特別要件
					分類	グループ	引火点 $\geq 60^{\circ}\text{C}$						

### 5. その他

(1) 危告示別表第 8 の 3 の材料欄に掲げられる「x」に関する許可は、上記にかかわらず、なお従前の例によることができます。

(2) 平成 18 年 10 月 18 日付け、国海査第 288 号「ばら積みで運送される液体化学薬品に係る事前査定及び地方運輸局長等の運送許可の申請に係る事務取扱い」の改正を予定いたしております。当該改正後に事前査定物質の再査定に係る申請をして頂くようお願い申し上げます。

以上